

名古屋市会計年度任用職員(時給制スクールカウンセラー)募集要項

令和8年10月1日
名古屋市教育委員会事務局子ども応援課

この募集要項を
ご覧になる方へ

年齢不問です。
意欲のある多くの方の受験をお待ちしています。

1 選考区分・採用予定人数・主な職務内容・任用期間

選考区分	採用予定 人数	主な職務内容	任用期間
会計年度時給制 スクール カウンセラー	30名 程度	児童生徒や保護者との相談活動、教職員に対する専門的な立場からの助言等。 その他子ども応援課長及び勤務先の校(園)長が認める業務	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで

2 受験資格

次の(1)～(5)の要件のいずれも満たす方

(1) 次のいずれかに該当する方

- ア 公認心理師(資格取得見込みを含む)
- イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会認定の臨床心理士(資格取得見込みを含む)
- ウ 精神科医
- エ 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師(常時勤務をする者に限る)又は助教の職にある者又はあつた者

(注) 資格取得見込みについては、採用日(令和9年4月1日)までに資格を取得できない場合、合格が取り消しとなります。

※公認心理師資格取得者：公認心理師試験合格後、公認心理師登録簿に所定の登録を受けた者
※臨床心理士資格取得者：臨床心理士資格審査合格後、資格認定証書の交付手続きを完了し資格認定証書の交付を受けた者

- (2) なごや子ども応援委員会の活動に取り組む意欲があり、常勤のスクールカウンセラーを始めた専門職員と連携し、児童生徒や保護者・教職員を支援する意欲のある方
- (3) 組織の目的を共有し、その目的を達成するために各個人の能力を発揮して、児童生徒や保護者・教職員のために活動できる方
- (4) 基本的なパソコン操作(文章作成等)ができる方。
- (5) 次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
- オ 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下、「こども性暴力防止法」という。)第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者

(注) 採用後は、地方公務員法に基づく一般職の地方公務員となり、政治的行為の制限や信用失墜にあたるような兼業が禁止される等の制限がありますので、ご注意ください。

3 申込み

(1) 申込の流れ

インターネット（名古屋市電子申請サービス）により受験申込をした後、課題論文及び提出書類を郵送又は持参してください。

① インターネット（名古屋市電子申請サービス）による申込	10月1日～11月2日
② ①完了後 課題論文等提出（郵送もしくは持参）	10月1日～11月2日

(2) インターネットによる受験申込（電子申請）

ア アクセス及び申込方法



・左の二次元コードを読み取るか、名古屋市電子申請サービス（<http://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>）にアクセスし、キーワード検索で「時給制スクールカウンセラー」と検索してください。表示される試験名を選択し、順次画面の指示に従って申込をしてください。

※申込時に使用したログイン方法やメールアドレス等は忘れないようにしてください。使用したログイン方法等につきましては、子ども応援課では一切わかりません。

- ・土・日及び祝休日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- ・申込前に必ず市公式ウェブサイトに掲載している本選考試験に関する記事をご一読ください。

利用環境

インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する合格通知等を印刷するためにプリンターとAdobe Reader等が必要となります。

- ・インターネットの環境がない方は、知人等のパソコンなどを使用してください。
- ・プリンターを持っていない方は、知人等のプリンターやコンビニのマルチコピー機などで印刷してください。
- ・Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。
<https://get.adobe.com/jp/reader/>
- ・合格通知や受験申込書等の印刷はA4判の普通紙で行ってください。
- ・使用されるパソコン等の機種や環境などにより利用できない場合があります。
- ・名古屋市電子申請サービスに関するよくあるお問い合わせと回答は、「よくあるご質問（<https://graffer.jp/faq/>）」をご覧ください。

イ 申込期間

令和8年10月1日（木）から令和8年11月2日（月）までに申込が完了したもののみを有効とします。

- ・システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。
- ・使用されるパソコン等や通信回線上の障害などによるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。

(3) 提出書類について（郵送または持参）

(2) の電子申請による申込が完了した後、**以下ア及びイの提出書類**をご用意の上、教育委員会事務局子ども応援課まで郵送（令和8年11月2日（月）必着）もしくは直接お持ちください。電子申請が完了していても、期限までに書類が提出されない場合、申込は取下げられたものとして取り扱います。

※お持ちいただく場合は、申込期間内（土日・祝休日を除く）の午前8時45分から午後5時15分（正午から午後1時の間を除く）まで受け付けます。

※郵送の場合は、封筒の表面に『会計年度時給制スクールカウンセラー 採用選考提出書類在中』と朱書きしてください。また、必ず配達記録が残る方法で送付してください。（簡易書留を推奨します。）

※提出書類は返却しません。また、提出書類に不備がある場合は受付できません。

ア 課題論文解答用紙（第1次選考課題）

以下の課題について、800字程度でお書きください。

※自筆の場合は指定の用紙を使用し、消すことのできない黒インク又は黒ボールペンで記入してください。

※表面の上部に電子申請受付通知（メール）に記載された**申請番号（4桁－4桁－4桁－7桁の数字）**を記載してください。

※パソコン等を使用する場合はA4縦長横書きとし、最後に文字数を記入してください。

上記の申請番号も表面の上部に必ず記載してください。また、**表面の上部に「氏名」を自筆で記入**してください。

<課題論文テーマ>

スクールカウンセラーには守秘義務が課されています。一方で、支援のためには、学校との情報共有も大切です。守秘義務と情報共有のバランスについて、あなたの考えを述べてください。

イ 受験資格を証明する書類

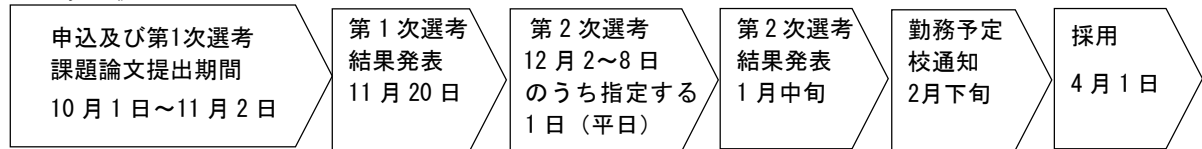
受験資格	提出書類
公認心理師	公認心理師登録証の写し又は資格試験合格証の写し（資格試験合格証が11/2（月）までに提出できない場合は、第2次選考日に提出）
臨床心理士	臨床心理士資格登録証明書の写し又は資格試験合格通知書の写し（資格試験合格通知書が11/2（月）までに提出できない場合は、第2次選考日に提出）
精神科医	医師免許証の写し
児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者	大学の在職証明書又は大学の実務証明書（任意様式）

電子申請による申し込みだけでは、受付は完了しません。

必ず、(3)の提出書類を期日までに提出してください。提出がない場合、提出が遅れた場合は申込を受理できませんので、以降の可否通知等は発送しません。

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 試験内容

選考段階	日程	選考の内容	配点
第1次選考	申込時提出	【書類選考】申込時に提出いただく課題論文による選考を行います。	50点
第2次選考	12/2(水)～ 12/8(火)	【口述選考】面接試験を実施します。 ※受験者による選考日程の指定・変更はできません。	100点

※第2次選考の日程は、教育委員会が指定する日(平日)となります。

※第1次選考合格者は、**第2次選考当日に、受験申込書に証明写真を貼付してお持ちください。**受験申込書の様式は第1次選考合格発表時に電子申請システムにてアップロードします。詳細は第1次選考合格発表時のお知らせをご確認ください。

※採用候補者は、第1次選考及び第2次選考の結果を総合して決定します。各選考において、得点が一定水準に達しない場合は不合格となります。

(3) 第1次選考結果の発表

令和8年11月20日(金)に可否結果の案内をメールにて発送します。第1次選考に合格された方には、併せて第2次選考の会場及び時間に関するご案内等を電子申請システムにてアップロードします。(令和8年11月25日(水)までにメールが届かない場合は子ども応援課にご連絡ください。)

(4) 第2次選考結果の通知

第2次選考の可否結果は、令和9年1月中旬に郵送にて発送します。併せて、合格発表日午前10時から市公式ウェブサイトには合格者の受験番号を掲載します。

※合格発表日は、第1次選考合格者に別途通知します。

(5) その他

電話やメール等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 選考結果発表から採用まで

(1) 合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて令和9年4月1日以降、逐次採用されます。その場合、希望している校種・時間以外での採用の打診がある場合があります。なお、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。また、採用候補者名簿の有効期限は最終合格発表の日から令和10年3月31日までとなります。

(2) 1月中旬に採用候補者名簿に登載されたことの通知と同時に、4月から採用見込みの方には年間の勤務時間を通知します。勤務先については2月下旬頃に文書で通知します。なお、本人の希望による配置校の変更希望は認められません。

(3) 採用後1か月間は条件付採用期間となります。ただし1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで期間を延長します。

(4) 勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。(最大4回まで)

(5) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、以下に該当すると採用されません。

ア 正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合

イ 受験資格のうち、資格取得見込であった資格を採用時に取得できない場合

ウ 傷病等により職務に従事できない場合

(6) こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、

こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職種の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

6 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、口頭で開示請求することができます。開示は閲覧により行います。

閲覧できる人	内容	期間	方法
第 1 次選考 不合格者	・第 1 次選考順位 ・第 1 次選考得点 ・第 1 次選考合格基準点	各選考の合格発表の日 から 1 月間 8:45～12:00 13:00～17:15 (土日・祝休日を除く)	受験者本人が閲覧する場合、①不合格通知 及び②運転免許証、旅券、学生証等の身分 証明書（氏名及び生年月日の記載があるも の）を、子ども応援課において提示してく ださい。 代理人が閲覧する場合は上記①、②の写し に加え、③委任状及び④代理人の身分証明 書（氏名及び生年月日の記載があるもの） の提示が必要です。
第 2 次選考 不合格者	・総合順位 ・総合得点 ・最終合格基準点		

※電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

※必要提示書類に不足がある場合は開示できません。

7 勤務条件

報酬	時給 4,984 円から 5,000 円（地域手当相当報酬を含む。）の範囲で、高等学校卒業後の年数に応じて決定。他に通勤手当に相当する費用弁償を支給。 （令和 8 年 10 月 1 日現在） 【報酬の例】 <table><tr><td>高等学校卒業後 2 年（上限）</td></tr><tr><td>5,000 円</td></tr></table>	高等学校卒業後 2 年（上限）	5,000 円
高等学校卒業後 2 年（上限）			
5,000 円			
	人事給与制度の改正により変わることがあります。		
勤務時間	原則として、月曜から金曜までのうち、1 日 7 時間の勤務とします。（勤務校の指示により 1 日 4 時間から 7 時間の間での勤務となる場合があります。）時間外労働はありません。勤務時間が 6 時間を超える場合、45 分以上の休憩時間が必ず設定されます。休憩時間は勤務校との相談により決定します。年間 280 時間以上の勤務を原則とします。なお、1 日に複数の名古屋市立学校での勤務はできません。 各校 1 校あたりの配置時間は概ね次のとおりです。 ○小学校・特別支援学校：年間 280 時間 ○幼稚園：年間 140 時間 ○中学校：年間 280 時間（原則として大規模校に常勤カウンセラーに加えて配置） ○高等学校：年間 700 時間 ※各校共に複数人のカウンセラーで勤務する場合があります。 ※複数校での勤務も可能です。 ※名古屋市での年間勤務時間の上限は原則として 560 時間になります。 例①：小学校（280 時間）1 人勤務の場合 1 日あたり 7 時間×40 回（休憩時間を除く。） 例②：例①を 2 校（計 560 時間） 例③：小学校（140 時間）2 人勤務の場合の 1 人 1 日あたり 7 時間×20 回（休憩時間を除く。）を 2 校		

勤務場所	教育委員会が指定する 名古屋市立小・中・高・特別支援学校・幼稚園・夜間中学
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次休暇（該当する場合）、忌引休暇等
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険なし 労働者災害補償あり

8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

9 その他

- (1) 本採用試験は、令和9年2月議会での予算の議決を前提として実施するものです。予算の議決により学校での勤務条件等が変更となることがあります。
- (2) 採用試験において、本市職員よりハラスメントと思われる行為を受けた場合は、下記相談窓口にご相談ください。相談を申し出たこと等による、採用試験における不利益な取り扱いは一切ありません。

＜ハラスメント相談窓口＞

名古屋市教育委員会事務局人事部教職員課

電話：052-972-3238

（午前8時45分から正午、午後1時から午後5時30分（土日・祝休日を除く。））

メール：a3238@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

※選考事務に関する内容は以下の問合せ先にお問い合わせください。

〈問合せ先・申込書類提出先〉

名古屋市教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目6番14号（名古屋市教育センター6階）

電話番号：052-684-4894

受付時間：午前8時45分から正午、午後1時から午後5時15分

（土日・祝休日を除く。）

※来庁の際は公共交通機関をご利用ください。（自家用車での来庁はご遠慮くだ

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。
（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。